

環保企発第 22062014 号
労 災 発 0620 第 1 号
令和 4 年 6 月 20 日

都道府県知事 }
保健所設置市長 } 殿
特別区長 }

環境省大臣官房環境保健部長

神ノ田 昌博
(公印省略)

厚生労働省大臣官房審議官(労災、建設・自動車運送分野担当)

小 林 高明
(公印省略)

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行について
(通知)

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和 4 年 6 月 17 日法律第 72 号をもって公布され、同日から施行された。

改正法の内容は下記のとおりであるため、貴職におかれては、独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条の 2 に基づく委託契約業務の推進及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 3 号）第 26 条第 2 項の申請書等の経由事務を遂行するに当たり参考とされたい。

記

第 1 改正の趣旨

石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「旧法」という。）は、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に

対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として、平成 18 年に制定され、民事上の責任とは切り離して、事業者、国及び地方公共団体の費用負担により健康被害者に対し各種救済給付の支給を行い、その救済に大きな役割を果たしてきたところである。

今般、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長並びに特別遺族給付金の支給対象の拡大を行う必要があることから、これらを内容とする救済の充実を図る旨の改正が行われたものである。

第 2 特別遺族弔慰金等の請求期限の延長（環境省関係）

（1）施行前死亡者の請求期限

旧法においては、施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限は、施行日（平成 18 年 3 月 27 日。以下同じ。）から 16 年（令和 4 年 3 月 27 日まで）とされていたが、改正法により、施行日から 26 年（令和 14 年 3 月 27 日まで）に延長されたこと。

（2）未申請死亡者の請求期限

旧法においては、未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限は、当該未申請死亡者の死亡の時から 15 年とされていたが、改正法により、当該未申請死亡者の死亡の時から 25 年に延長されたこと。

第 3 特別遺族給付金の支給対象の拡大（厚生労働省関係）

旧法においては、厚生労働大臣は、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病等にかかり、これにより施行日から 10 年を経過する日の前日（平成 28 年 3 月 26 日）までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給するものとされていたが、改正法により、施行日から 20 年を経過する日の前日（令和 8 年 3 月 26 日）までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給するものとされたこと。

第 4 特別遺族給付金の請求期限の延長（厚生労働省関係）

旧法においては、死亡労働者等に係る特別遺族給付金の請求期限は、施行日から 16 年（令和 4 年 3 月 27 日まで）とされていたが、改正法により、施行日

から 26 年（令和 14 年 3 月 27 日まで）に延長されたこと。

第 5 経過措置（厚生労働省関係）

平成 28 年 3 月 27 日から改正法施行日（令和 4 年 6 月 17 日）の前日の 5 年前の日（平成 29 年 6 月 16 日）までに死亡した労働者等に係る特別遺族給付金については、労働者災害補償保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した時から遡及して支給するものとされたこと。